

市産木材活用事業費補助金交付要綱（木材協会松江支部）

（趣旨）

第1 この要綱は、島根県木材協会松江支部（以下「木協支部」という。）が実施する市産木材活用事業の補助金の交付等について、次により予算の範囲内で事業を実施するものとする。

（補助金交付の対象者及び補助金の額並びに限度額）

第2 補助金の交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

補助金交付の対象者	松江市内に自ら居住するための住宅を新築・購入・増改築又は修繕・模様替えを行う者（施主）
補助金の額及び限度額	<p>【新築・購入・増改築】 1m³以上の松江市産木材を使用する建築面積10m²以上の新築・購入又は増改築を行う建物で、建築用材に使用する松江市産木材1m³当たり3万円とし、1戸当たり30万円を上限。</p> <p>【修繕・模様替え】 1m³以上の松江市産木材を使用する修繕・模様替え工事で、建築用材に使用する松江市産木材1m³当たり3万円とし、1戸当たり30万円を上限。</p>

（補助金の申込み）

第3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、補助対象となる住宅の種別に応じて、以下に定めた期日までに、市産木材活用事業申込書（以下「申込書」という。様式1）に関係書類を添えて木協支部に申し込むものとする。

補助対象となる住宅の種別	申し込みの期日
新築・増改築	着工前まで。既に着工している場合は、できるだけ早い時期（遅くとも屋根工事完了前まで）。
購入	原則として購入（売買契約締結）後。
修繕・模様替え	着工前まで。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

【新築・購入・増改築】

- (1) 建築確認済証又は建築工事届の写し
- (2) 設計図（平面図）の写し
- (3) 売買契約書の写し（購入の場合）

【修繕・模様替え】

- (1) 市産材使用量が確認できる工事契約書の写し又は見積書の写し
- (2) 設計図（平面図、見取り図等）の写し
- (3) 施工前の工事箇所写真（やむを得ない場合は施工中の写真）

3 木協支部は、第1項の申込書を受理したときは、その申込み内容を審査のうえ、補助金利用予定者（以下「利用予定者」という。）を選定し、本人に通知（様式2、3）するものとする。

(補助金の利用辞退)

第4 利用予定者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届(様式4)により、直ちに木協支部に届け出るものとする。

(現地確認及び補助金の交付申請)

第5 利用予定者は、補助対象となる住宅の種別に応じて、以下に定める時期に住宅の現地確認依頼及び補助金交付申請書(様式5)に関係書類を添えて、木協支部に提出するものとする。

補助対象となる住宅の種別	現地確認の時期
新築・増改築	屋根工事完了後
購入	原則として購入(売買契約締結)後
修繕・模様替え	工事完了後

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

【新築・購入・増改築】

- (1) 設計図(平面図)の写し(申込書と内容が異なる場合は添付のこと)
- (2) 松江市産木材使用証明書(様式9)
- (3) 写真(内部1~2枚)

【修繕・模様替え】

- (1) 市産材使用量が確認できる領収書の写し
- (2) 設計図(平面図、見取り図等)の写し(申込書と内容が異なる場合は添付のこと)
- (3) 松江市産木材使用証明書(様式9)
- (4) 写真(内部1~2枚)

(補助金の支払い)

第6 木協支部は、現地確認依頼及び補助金交付申請書を受理したときは、申請内容を審査するとともに、検査員を指名して検査を行わせるものとする。

2 検査員は現地等で申請書の内容等を確認するとともに、木協支部にその状況を報告(様式6)するものとする。

3 木協支部は、申請内容を適当と認めたときは、申請者へ交付決定を通知(様式7)するとともに、指定する口座へ速やかに補助金を振り込むものとする。

適当と認められなかった場合は、申請者にその旨を通知(様式8)するものとする。

4 使用する松江市産木材が、しまねの木認証センター(一般社団法人島根県木材協会内)の行う「しまねの木認証」を受けている場合は、前項の現地確認を省略できるものとする。

(松江市産木材使用証明書)

第7 木協支部会員は、利用予定者から松江市産木材使用証明の依頼があったときは、当該住宅の建築等のために製材・納材した松江市産木材等について、松江市産木材使用証明書(様式9)により証明するものとする。

(関係者との協力・連携)

第8 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者（工務店等）と協力・連携を図るものとする。

第9 補助事業の実施に当たっては、申込者又は施工業者あるいは納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた時は、速やかに提出できるよう整備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度末まで保管しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月 9日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。